

中小事業者の売上税額の計算の特例

売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

※ 中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

※ 「困難な」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等をいいますので、その困難の度合いは問いません。

①小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

②軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③上記①及び②の割合の計算が困難な場合

①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

課税売上げ
（税込み）

×

①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）
又は ②軽減売上割合
又は ③50%（①、②が困難な場合に可）

=

軽減税率の対象となる
課税売上げ（税込み）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録申請手続

令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）の保存等が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受けることが必要です。

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（氏名、登録番号、登録年月日）が公表されます。

【登録に当たっての留意事項】

- ・登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ・課税事業者であっても、自動的に登録されるわけではなく、登録申請手続が必要です。
- ・令和5年10月1日の制度開始からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。



登録申請手続は、 e-Tax をご利用ください!!

- ☒ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただく
と質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。